





# 三十四年度決算報告

## 一般会計二六五万円の黒字

昭和三十四年度市歳入歳出決算が、八百五十三万五千四百円で、一九六%の予算執行率となり、出決算がまとまりました。御報告申し上げます。

まず一般会計歳入につきましては、歳入調定額五億八千九百五十二万六千二百円に対し、歳入実績五億四千二百五十一万一千九百五十五円となり、九二%の収入率となっております。

歳出については、予算現額五億六千六十九万三千十一円に対し、支出実績五億三千

# 6億7,145万円はこう使われた

### 昭和34年度伊万里市歳入歳出決算会計別表

会計別	歳入			収入比率	不納欠損額	未収入額	予算現額に比し増減	歳出			繰越年度額	不用額	
	予算現額	調定額	収入済額					予算現額	支出済額	支出比率			
一般会計	560,693,011	589,520,620	542,511,915	92.0	1,840,088	45,168,617	△18,181,096	一般会計	560,693,011	538,535,400	96.0	1,322,000	20,835,611
水道費	20,403,617	22,896,398	20,908,225	91.3	0	1,988,173	504,608	水道費	20,403,617	19,534,875	95.7	0	868,742
国民健康保険費	64,937,200	66,266,538	58,027,658	87.6	0	8,238,880	△6,909,542	国民健康保険費	64,937,200	60,436,762	93.1	0	4,500,438
国民健康保険直診施設市立病院費	27,863,857	20,646,621	20,139,106	97.5	0	507,515	△7,724,751	国民健康保険直診施設市立病院費	27,863,857	25,500,607	91.5	0	2,363,250
授産場費	3,291,359	2,995,732	2,971,972	99.2	0	23,760	△319,387	授産場費	3,291,359	2,939,684	89.3	0	351,675
と畜場費	1,251,777	1,318,355	1,318,355	100	0	0	66,578	と畜場費	1,251,777	1,112,765	88.9	0	139,012
会公益質屋費	7,476,876	7,804,077	7,804,077	100	0	0	327,201	会公益質屋費	7,476,876	7,326,728	97.9	0	150,148
物品調達費	13,935,615	14,203,613	14,203,613	100	0	0	267,998	物品調達費	13,935,615	13,701,008	98.3	0	234,607
谷掘土地整理事業費	2,500,000	2,500,000	2,500,000	100	0	0	0	谷掘土地整理事業費	2,500,000	2,364,467	94.6	0	135,533
合計	702,353,312	728,151,954	670,384,921	92.1	1,840,088	55,926,945	△31,968,391	合計	702,353,312	671,452,296	95.6	1,322,000	29,579,016

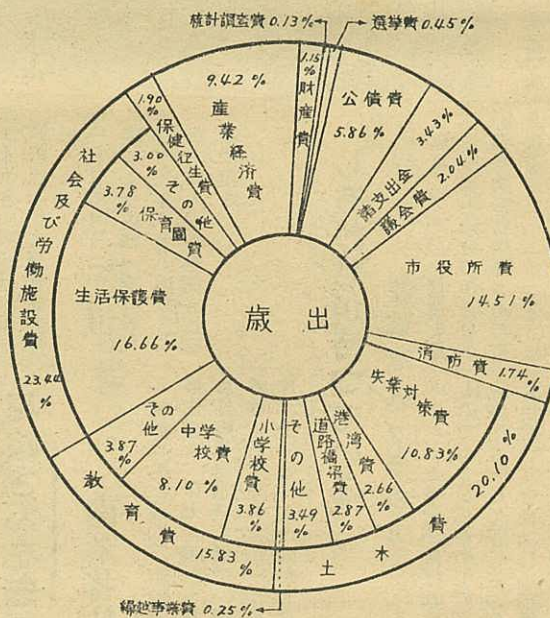
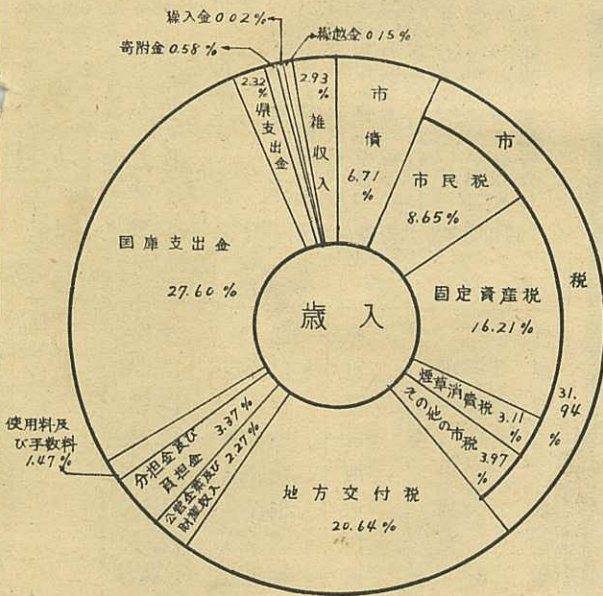
### 一般会計歳入歳出款別比較図表

#### 歳入決算額款別比較図表

歳入総額 542,511,915円

#### 歳出決算額款別比較図表

歳出総額 539,857,400円



二百六十五万円の黒字を計上致しましたが、一方特別会計においては国民健康保険費国庫支出金減少六百七十四万円、市立病院費の繰上充用による五百三十六万円(単年度とし

ては十萬円の黒字)の赤字となり、一般会計、特別会計を計上致しております。なお歳入歳出決算は別表のとおり。

### 引揚者給付金

請求について

これは昭和三十五年五月十六日までとなつていまし、給付金の請求をなされてない方はいらつしやいませんか?

もし未請求の方は今すぐ市役所厚生課社会係まで出頭し申請して下さい。

未請求の方は早くどうぞ

### 市民の声

#### 厚生年金問答

市民課の窓口で市民相談係が設けられてからすでに八ヶ月余、御相談ごとも次第にふえ、昨年末で百七十件に達しました。

内容も多種多様で係でも非常に張り切つております。今年は今まで取り扱つた相談ごとのうち、一般に参考となるもの、関係の深いことについてお知らせしております。今回は先づ今までの件数の多かった厚生年金保険について

【問】お知らせ致します。

【問】私は炭坑で六年間厚生年金保険に加入していましたが、かけた保険料に對して金がもらえませんが、どうしたらいいですか?

【答】被保険者期間が五年以上である者は五五才に達した時点で脱退手当金(一時金)が支給されます。【問】私は五五才で今請求して五五才に達してからの金を受取つたらよいと思ひますが、

【答】この手当金は五五才に達した場合に支給され、生計が支えられず、現在請求されています。【問】請求書の提出からどのくらいの期間で支給されますか?

【答】被保険者の期間や事業所によつて異なります。例えば二・三の県に事業所を渡り歩いているときは各県の手続きを経てから厚生省で裁定され、普通

【問】請求書の提出からどのくらいの期間で支給されますか?

【答】被保険者の期間や事業所によつて異なります。例えば二・三の県に事業所を渡り歩いているときは各県の手続きを経てから厚生省で裁定され、普通

【問】長期に支給されることですが、中途で病気がしたり死亡したりした場合はどうなりますか?

【答】病気が負傷をした場合には障害年金、障害手当金が支給の要件によつて支給されます。又死亡した場合は、

【問】あなたが三十五才に達した後、炭坑の坑内夫としての被保険者期間が十五年であれば、五五才に達したとき老令年金が支給されます。

【問】この金額も一時的で、脱退手当金よりも多い金額ではありませんか?

【答】いや老令年金は一時的でなく、あなたの老後の生活を補償するものです。【問】毎二月、五月、八月、十一月の四期にそれぞれ前月分までを支給されます。

【問】時効中断 保険料を六年間かけて五五才に達してからの請求を忘れて五年間を経過したときは時効により請求権が消滅しますが、新に適用事業所に働き、保険者となり、時効は中断されて請求権が生じます。

【問】もし被保険者期間が十年であればどうなりますか?

【答】あなたが三十五才に達した後、炭坑の坑内夫としての被保険者期間が十五年であれば、五五才に達したとき老令年金が支給されます。

【問】被保険者の方が事業所内で作業中に重傷し一ヶ月後に死亡して厚生年金保険の請求が出来ないと聞きましたが、

【答】これは労働者災害補償保険法にもとづく遺族補償費の公的支給の対象となり、あるとすれば、死亡の日から六年間、厚生年金保険法の遺族扶助料の支給が停止されます。なお保険金の給付を受ける権利は五年間手続きを行わないときは時効によつて消滅しますが、時効中断の効力を有します。

【問】時効中断 保険料を六年間かけて五五才に達してからの請求を忘れて五年間を経過したときは時効により請求権が消滅しますが、新に適用事業所に働き、保険者となり、時効は中断されて請求権が生じます。

た場合には、あなたの家族で死亡当時その者によつて生計を維持していた者で支給要件に該当した者に支給されます。

【問】被保険者の方が事業所内で作業中に重傷し一ヶ月後に死亡して厚生年金保険の請求が出来ないと聞きましたが、

【答】これは労働者災害補償保険法にもとづく遺族補償費の公的支給の対象となり、あるとすれば、死亡の日から六年間、厚生年金保険法の遺族扶助料の支給が停止されます。なお保険金の給付を受ける権利は五年間手続きを行わないときは時効によつて消滅しますが、時効中断の効力を有します。

### 身体障害者更生指導所 入所生募集

一、目的  
本所は身体障害者福祉法第二七条第二項の規定により設置された身体障害者更生施設として、肢体不自由者、知的障害者、精神的障害者、社会的障害者等の自立更生を図ることを目的とする。

二、訓練科目  
①機能回復訓練及び治療  
②心理的更生訓練  
③職業訓練 時計科、ラジオレトリック科、木工科、洋裁科  
④生活指導訓練

三、入所心得  
①入所生は寄宿舎に入舎しなければならぬ。  
②ただし所長の許可を受けた者は通所することできる。  
③入舎した者の食費(一ヶ月二千円内外)は本人の負担とし前納とする。ただし生活保護法の被保護者に対してはその全部を補助することが出る。

四、募集人員  
五〇名(各科一〇名)

五、訓練期間(一ヶ年)

六、入所資格者  
入所資格は次の各号に該当するものとする。  
①身体障害者福祉法による身体障害者手帳を有する肢体不自由者  
②義務教育を修了した者  
③精神障害者又は伝染性

七、入所希望するものは、  
①入所願書  
②写真(ベスト半枚六ヶ月以内にとつたもの)  
③履歴書  
④誓約書  
⑤身元引受書  
⑥健康診断書(保健所の診断書)

八、入所希望するものは、  
①入所願書  
②写真(ベスト半枚六ヶ月以内にとつたもの)  
③履歴書  
④誓約書  
⑤身元引受書  
⑥健康診断書(保健所の診断書)

九、願書の締切期日  
①願書締切期日 三月一日(福祉事務所必着のこと)  
②登検期日 三月十四日(十五日)  
③採否決定通知 三月二十五日  
④入所期日 四月一日

十、その他  
①訓練に要する費用は徴収しない。  
②修了者に対しては極力就職の斡旋をする。  
③なお昭和35年度入所生の就職状況は次の通り

科別	入所者数	就職者数	未就職者数
時計科	四	三	一
ラジオレトリック科	三	三	〇
木工科	九	六	三
印刷科	三	四	〇
洋裁科	一〇	三	七
計	四一	二六	一五







